

当院は、厚生労働省に対して、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、
食事提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食：午前 8 時、昼食：午後 0 時、夕食：午後 6 時以降）適温で提供しております。

病状等により特別食を必要とする患者さんについては、医師の発行する食事箋に基づき、適切な特別食を提供しています。